

事 務 連 絡
平成19年3月28日

都道府県
各 指定都市 障害福祉関係主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

利用者負担に係るQ&Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般の特別対策事業に関し、特に問い合わせの多い事項について、別添のとおり整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村に周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 企画法令係
電話：03-5253-1111（内線 3092・3148）

利用者負担に係るQ & A

平成19年3月28日

Q 通所施設・在宅サービスの1/4軽減の際の資産要件で、「申請者と主たる生計維持者が、一定の不動産以外の固定資産を有さないこと。」とあるが、自営業を営んでいるために、田畑や理容店・八百屋など生業用の資産を有している場合の判断如何。

A 家計を維持するために最低限必要な資産として市町村が判断するものであれば、資産に含めなくても差し支えない。

以 上